

参考

令和6年度9月補正予算案における主な事業の概要

令和6年9月10日

項目	補正額 (百万円)	内 容			担当課 照会先															
1 令和6年7月25日からの大雨による災害への対応	64,530																			
(1) 災害復旧関係	61,501																			
(2) 災害救助関係	339																			
(3) 被災者の生活再建支援 (主なもの)	1,907																			
応急仮設住宅の供与	1,126	賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の供与：酒田市、戸沢村 建設型応急住宅の供与：戸沢村、鮭川村			< 応急仮設住宅の供与 > 県土整備部 建築住宅課 023-630-2657 < 災害救助法による救助全般 > 防災くらし安心部 防災危機管理課 023-630-2230															
政府の被災者生活再建支援制度に準じた支援	129	政府の支援制度の対象とならない被災住宅の再建支援 (県：市町村＝2：1)			防災くらし安心部 防災危機管理課 023-630-2230															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>全 壊 【損害割合50%以上】</th> <th>大規模半壊 【同40%台】</th> <th>中規模半壊 【同30%台】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設・購入</td> <td>300万円</td> <td>250万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>補 修</td> <td>200万円</td> <td>150万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>賃 借</td> <td>150万円</td> <td>100万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table>			全 壊 【損害割合50%以上】	大規模半壊 【同40%台】	中規模半壊 【同30%台】	建設・購入	300万円	250万円	100万円	補 修	200万円	150万円	50万円	賃 借	150万円	100万円	25万円
	全 壊 【損害割合50%以上】	大規模半壊 【同40%台】	中規模半壊 【同30%台】																	
建設・購入	300万円	250万円	100万円																	
補 修	200万円	150万円	50万円																	
賃 借	150万円	100万円	25万円																	
		※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額																		
住宅被害を受けた世帯への災害見舞金	148	住宅に被害を受けた世帯に対する見舞金の支給 (県10/10)			防災くらし安心部 防災危機管理課 023-630-2230															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>半 壊※ 【損害割合20%台】</th> <th>一部破損等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金 額</td> <td>20万円</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table>			半 壊※ 【損害割合20%台】	一部破損等	金 額	20万円	10万円										
	半 壊※ 【損害割合20%台】	一部破損等																		
金 額	20万円	10万円																		
		※ 中規模半壊を含む																		

項 目	補正額 (百万円)	内 容	担当課 照会先																						
被災住宅の復旧・修繕支援	293	被災した住宅の復旧・修繕工事に対する助成（県：市町村＝1：1） <table border="1" data-bbox="927 268 1832 379"> <tr> <td data-bbox="927 268 1081 323">対 象 者</td> <td data-bbox="1081 268 1832 323">住宅の被害が半壊以下の世帯</td> </tr> <tr> <td data-bbox="927 323 1081 379">補 助 額</td> <td data-bbox="1081 323 1832 379">上限：45万円※（県上限：22.5万円）</td> </tr> </table> ※ 市町村の任意による上乘せ可	対 象 者	住宅の被害が半壊以下の世帯	補 助 額	上限：45万円※（県上限：22.5万円）	県土整備部 建築住宅課 023-630-2646																		
対 象 者	住宅の被害が半壊以下の世帯																								
補 助 額	上限：45万円※（県上限：22.5万円）																								
住宅被害を受けた世帯への生活家電支援	196	生活家電製品の購入経費に対する支援（県10/10） <table border="1" data-bbox="927 528 1832 922"> <tr> <td data-bbox="927 528 1081 584">対 象 者</td> <td colspan="2" data-bbox="1081 528 1832 584">罹災証明書の交付を受けた世帯（半壊以上）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="927 584 1081 639">補 助 先</td> <td colspan="2" data-bbox="1081 584 1832 639">市町村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="927 639 1081 695">対象家電</td> <td colspan="2" data-bbox="1081 639 1832 695">エアコン、洗濯機、冷蔵庫、テレビ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="927 695 1081 922" rowspan="5">補助率等</td> <td colspan="2" data-bbox="1081 695 1832 735">10/10（品目ごとに上限額あり）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1312 735 1458 775">品 目</td> <td data-bbox="1458 735 1832 775">上限額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1312 775 1458 815">エアコン</td> <td data-bbox="1458 775 1832 815">10万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1312 815 1458 855">洗濯機</td> <td data-bbox="1458 815 1832 855">6万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1312 855 1458 895">冷蔵庫</td> <td data-bbox="1458 855 1832 895">6万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1312 895 1458 922">テレビ</td> <td data-bbox="1458 895 1832 922">6万円</td> </tr> </table>	対 象 者	罹災証明書の交付を受けた世帯（半壊以上）		補 助 先	市町村		対象家電	エアコン、洗濯機、冷蔵庫、テレビ		補助率等	10/10（品目ごとに上限額あり）		品 目	上限額	エアコン	10万円	洗濯機	6万円	冷蔵庫	6万円	テレビ	6万円	防災くらし安心部 防災危機管理課 023-630-2230
対 象 者	罹災証明書の交付を受けた世帯（半壊以上）																								
補 助 先	市町村																								
対象家電	エアコン、洗濯機、冷蔵庫、テレビ																								
補助率等	10/10（品目ごとに上限額あり）																								
	品 目	上限額																							
	エアコン	10万円																							
	洗濯機	6万円																							
	冷蔵庫	6万円																							
テレビ	6万円																								
(4) 中小企業等への支援	266																								
被災した中小企業・小規模事業者の施設・設備等の復旧経費への支援	266	被災した施設や設備等の復旧に係る取組みに対する支援 <table border="1" data-bbox="927 1086 1832 1246"> <tr> <td data-bbox="927 1086 1081 1166">補 助 率</td> <td data-bbox="1081 1086 1832 1166"> 中小企業 : 1/2 小規模事業者 : 2/3 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="927 1166 1081 1246">補助上限額</td> <td data-bbox="1081 1166 1832 1246">200万円（復旧費用が1億円以上の場合は特例的に500万円に引上げ）</td> </tr> </table>	補 助 率	中小企業 : 1/2 小規模事業者 : 2/3	補助上限額	200万円（復旧費用が1億円以上の場合は特例的に500万円に引上げ）	産業労働部 商業振興・経営支援課 023-630-2354																		
補 助 率	中小企業 : 1/2 小規模事業者 : 2/3																								
補助上限額	200万円（復旧費用が1億円以上の場合は特例的に500万円に引上げ）																								

項 目	補正額 (百万円)	内 容	担当課 照会先						
(5) 農林漁業者への支援	324								
(主なもの) ・ 農作物等被害拡大防止の支援 ・ 農業用水の確保対策、畜産施設等の災害対策及び内水面漁業の災害対策への支援	170	災害による農林水産物等の被害の軽減及び拡大防止、生産の維持確保を図るため、市町村が実施する以下の事業に対して補助金を交付 ① 農薬購入事業 : 補助率1/2 (県1/3、市町村1/6) ② 肥料購入事業 : 補助率1/2 (県1/3、市町村1/6) ③ 補植用苗・種子購入事業 : 補助率1/2 (県1/3、市町村1/6) ④ 補植用苗木購入事業 : 補助率3/4 (県1/2、市町村1/4) ⑤ 果樹棚復旧事業 : 補助率1/2 (県1/3、市町村1/6) ⑥ 農業用施設等復旧事業 : 補助率1/2 (県1/3、市町村1/6) ⑦ 農業用水確保対策事業 : 補助率1/2 (県1/3、市町村1/6) ・ ポンプの設置等 ⑧ 畜産施設等災害対策事業 : 補助率1/2 (県1/3、市町村1/6) ・ 家畜関係施設・機械・装置の修繕・整備 ・ 蜂群購入 ・ 死亡家畜の運搬・処理 ・ 家畜の緊急避難のための運搬 ・ 畜舎の消毒資材の購入 ⑨ 内水面漁業災害対策事業 : 補助率1/2 (県1/3、市町村1/6) ・ 内水面養殖を継続するための種苗の購入 ・ 内水面養殖関連施設の復旧 ・ 漁船の復旧 ・ やなの復旧 ※ 市町村の上乗せ補助に伴う末端補助率上乗せの場合あり	農林水産部 農政企画課 023-630-3659						
被災した特用林産施設等の再整備支援	150	被災した特用林産施設等の再整備に対する支援 <table border="1" data-bbox="927 1070 1836 1230"> <tr> <td>補 助 先</td> <td>森林組合、農業協同組合、きのこ原木等生産者 他</td> </tr> <tr> <td>対 象 経 費</td> <td>特用林産物生産等施設、生産資材</td> </tr> <tr> <td>補 助 率</td> <td>1/2</td> </tr> </table>	補 助 先	森林組合、農業協同組合、きのこ原木等生産者 他	対 象 経 費	特用林産物生産等施設、生産資材	補 助 率	1/2	農林水産部 森林ノミクス推進課 023-630-2527
補 助 先	森林組合、農業協同組合、きのこ原木等生産者 他								
対 象 経 費	特用林産物生産等施設、生産資材								
補 助 率	1/2								
(6) その他	192								
(主なもの) 宿泊施設支援のための割引クーポン発行	48	最上・庄内地域において宿泊費割引クーポンの発行を行うキャンペーンを実施し、大雨の影響が特に大きかった同地域への誘客を図る <table border="1" data-bbox="927 1406 1836 1513"> <tr> <td>実施時期</td> <td>12月中旬頃～令和7年2月中旬頃 (予定)</td> </tr> <tr> <td>割引額</td> <td>3,000円/人泊</td> </tr> </table>	実施時期	12月中旬頃～令和7年2月中旬頃 (予定)	割引額	3,000円/人泊	観光文化スポーツ部 観光交流拡大課 023-630-2372		
実施時期	12月中旬頃～令和7年2月中旬頃 (予定)								
割引額	3,000円/人泊								

項 目	補正額 (百万円)	内 容	担当課 照会先				
2 物価高騰の影響を受ける生活者・事業者への支援	841						
(1) 生活者	166						
低所得世帯への冬季の灯油購入費等の臨時的な支援	146	<p>低所得世帯の物価高騰による経済的負担を軽減するため、今年度限りの特別な支援として、県単独で上乗せして灯油購入費等を助成</p> <table border="1"> <tr> <td>対 象 者</td> <td>住民税非課税世帯のうち、高齢者のみの世帯など市町村が支援対象とする世帯</td> </tr> <tr> <td>補助単価</td> <td>特別支援：2,500円/世帯（県10/10） 〈参考〉現行制度：5,000円/世帯（県と市町村で折半）</td> </tr> </table>	対 象 者	住民税非課税世帯のうち、高齢者のみの世帯など市町村が支援対象とする世帯	補助単価	特別支援：2,500円/世帯（県10/10） 〈参考〉現行制度：5,000円/世帯（県と市町村で折半）	健康福祉部 地域福祉推進課 023-630-2269
対 象 者	住民税非課税世帯のうち、高齢者のみの世帯など市町村が支援対象とする世帯						
補助単価	特別支援：2,500円/世帯（県10/10） 〈参考〉現行制度：5,000円/世帯（県と市町村で折半）						
子ども食堂等の物価高騰への支援	2	<p>子ども食堂等における物価高騰に伴う食材費、光熱費、車両燃料費等のかかり増し経費を支援するため、従来の支援を拡充</p> <table border="1"> <tr> <td>従 来 分</td> <td>10,000円/回 年間上限180,000円</td> </tr> <tr> <td>加 算 分</td> <td>2,000円/回 年間上限 36,000円</td> </tr> </table>	従 来 分	10,000円/回 年間上限180,000円	加 算 分	2,000円/回 年間上限 36,000円	しあわせ子育て応援部 子ども家庭福祉課 023-630-2267
従 来 分	10,000円/回 年間上限180,000円						
加 算 分	2,000円/回 年間上限 36,000円						
生活困窮者等に対して食料品等を提供するフードバンク活動への支援	6	<table border="1"> <tr> <td>補 助 先</td> <td>フードバンク活動を実施している団体</td> </tr> <tr> <td>補 助 率</td> <td>10/10（上限50万円、専門的・広域的に活動している団体は上限100万円）</td> </tr> </table>	補 助 先	フードバンク活動を実施している団体	補 助 率	10/10（上限50万円、専門的・広域的に活動している団体は上限100万円）	健康福祉部 地域福祉推進課 023-630-2995
補 助 先	フードバンク活動を実施している団体						
補 助 率	10/10（上限50万円、専門的・広域的に活動している団体は上限100万円）						
県立学校においてこれまでどおり栄養バランスや量を保った給食が実施されるよう食材購入費を支援	12	<p>学校給食の食材購入費の上昇分（消費者物価指数の上昇率相当分）を助成</p>	<p><県立特別支援学校> 教育局 特別支援教育課 023-630-3285 <県立中学・夜間定時制 高校> 教育局 学校体育保健課 023-630-2892</p>				

項 目	補正額 (百万円)	内 容	担当課 照会先																						
(2) 事業者																									
【学校施設、医療機関、社会福祉施設】																									
私立学校の物価高騰への支援	23	物価高騰に伴う、私立学校における光熱費のかかり増し経費に対する助成 <table border="1" data-bbox="927 357 1836 485"> <tr> <td data-bbox="927 357 1084 427">補 助 先</td> <td data-bbox="1084 357 1836 427">学校法人が設置する私立学校 (高等学校(全日制)、専修学校、各種学校)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="927 427 1084 485">補 助 額</td> <td data-bbox="1084 427 1836 485">生徒数×2,200円</td> </tr> </table>	補 助 先	学校法人が設置する私立学校 (高等学校(全日制)、専修学校、各種学校)	補 助 額	生徒数×2,200円	総務部 高等教育政策・学事文書課 023-630-2191																		
補 助 先	学校法人が設置する私立学校 (高等学校(全日制)、専修学校、各種学校)																								
補 助 額	生徒数×2,200円																								
医療機関の物価高騰への支援	153	物価高騰に伴う、医療機関における燃料費等のかかり増し経費に対する支援金 <table border="1" data-bbox="927 600 1836 743"> <tr> <td data-bbox="927 600 1070 676">対 象 者</td> <td data-bbox="1070 600 1326 676">病院</td> <td data-bbox="1326 600 1581 676">有床診療所</td> <td data-bbox="1581 600 1836 676">無床診療所、 歯科診療所、助産所、 保険薬局、施術所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="927 676 1070 743">支 援 額</td> <td data-bbox="1070 676 1326 743">6.5千円/床</td> <td data-bbox="1326 676 1581 743">各20千円 +5千円/床</td> <td data-bbox="1581 676 1836 743">各20千円</td> </tr> </table>	対 象 者	病院	有床診療所	無床診療所、 歯科診療所、助産所、 保険薬局、施術所	支 援 額	6.5千円/床	各20千円 +5千円/床	各20千円	<保険薬局以外> 健康福祉部 医療政策課 023-630-3172 <保険薬局> 健康福祉部 健康福祉企画課 023-630-3322														
対 象 者	病院	有床診療所	無床診療所、 歯科診療所、助産所、 保険薬局、施術所																						
支 援 額	6.5千円/床	各20千円 +5千円/床	各20千円																						
社会福祉施設の物価高騰への支援	127	物価高騰に伴う、社会福祉施設における食材費、車両燃料費等のかかり増し経費に対する支援金 <table border="1" data-bbox="927 877 1836 1225"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="927 877 1590 932">施設区分</th> <th data-bbox="1590 877 1836 932">支援額/施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="927 932 1142 1018" rowspan="2">高齢者施設</td> <td data-bbox="1142 932 1590 973">入所系</td> <td data-bbox="1590 932 1836 973">定員×2.5千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1142 973 1590 1018">通所系・複合系・訪問系</td> <td data-bbox="1590 973 1836 1018">25千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="927 1018 1142 1139" rowspan="2">障がい者施設</td> <td data-bbox="1142 1018 1294 1059">入所系</td> <td data-bbox="1294 1018 1590 1059">定員10人以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1142 1059 1294 1101">入所系</td> <td data-bbox="1294 1059 1590 1101">定員9人以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1142 1101 1590 1139">通所系・訪問系</td> <td data-bbox="1590 1101 1836 1139">25千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="927 1139 1590 1181">救護施設^(注)</td> <td data-bbox="1590 1139 1836 1181">定員×2.5千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="927 1181 1590 1225">児童養護施設等</td> <td data-bbox="1590 1181 1836 1225">定員×2.5千円</td> </tr> </tbody> </table> (注) 身体又は精神上の障がいがある生活保護受給者が入所し生活扶助を受ける施設	施設区分		支援額/施設	高齢者施設	入所系	定員×2.5千円	通所系・複合系・訪問系	25千円	障がい者施設	入所系	定員10人以上	入所系	定員9人以下	通所系・訪問系		25千円	救護施設 ^(注)		定員×2.5千円	児童養護施設等		定員×2.5千円	<高齢者施設> 健康福祉部 高齢者支援課 023-630-3120 <障がい者施設> 障がい福祉課 023-630-2679 <救護施設> 地域福祉推進課 023-630-2995 <児童養護施設等> しあわせ子育て応援部 子ども家庭福祉課 023-630-2259
施設区分		支援額/施設																							
高齢者施設	入所系	定員×2.5千円																							
	通所系・複合系・訪問系	25千円																							
障がい者施設	入所系	定員10人以上																							
	入所系	定員9人以下																							
通所系・訪問系		25千円																							
救護施設 ^(注)		定員×2.5千円																							
児童養護施設等		定員×2.5千円																							
【中小企業等】																									
中小企業・小規模事業者における適切な価格転嫁の促進	1	関係機関・団体が連携を図るための協議会や価格転嫁の円滑化に向けたセミナーの開催等	産業労働部 商業振興・経営支援課 023-630-2354																						

項 目	補正額 (百万円)	内 容	担当課 照会先												
【農林水産業】															
施設園芸農業者の燃油価格高騰への支援	29	燃油価格の高騰により、施設園芸農業者が厳しい経営状況に置かれていることを踏まえ、当該月の燃油平均価格と基準価格との差額を助成 <table border="1" data-bbox="925 347 1839 533"> <tr> <td data-bbox="925 347 1081 422">補 助 先</td> <td data-bbox="1081 347 1839 422">施設園芸を営む農業法人、農業者、 農業者が組織する団体</td> </tr> <tr> <td data-bbox="925 422 1081 475">補 助 率</td> <td data-bbox="1081 422 1839 475">1/2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="925 475 1081 533">対 象 期 間</td> <td data-bbox="1081 475 1839 533">令和6年10月～12月購入分</td> </tr> </table>	補 助 先	施設園芸を営む農業法人、農業者、 農業者が組織する団体	補 助 率	1/2	対 象 期 間	令和6年10月～12月購入分	農林水産部 園芸大国推進課 023-630-3380						
補 助 先	施設園芸を営む農業法人、農業者、 農業者が組織する団体														
補 助 率	1/2														
対 象 期 間	令和6年10月～12月購入分														
畜産農家の飼料価格高騰への支援	284	飼料価格の高騰による畜産経営への影響を緩和するための畜産農家への助成 <table border="1" data-bbox="925 643 1839 1102"> <thead> <tr> <th data-bbox="925 643 1081 695"></th> <th data-bbox="1081 643 1458 695">配合飼料対策</th> <th data-bbox="1458 643 1839 695">単味飼料対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="925 695 1081 770">対 象 者</td> <td data-bbox="1081 695 1458 770">配合飼料価格安定制度契約者（全畜種）</td> <td data-bbox="1458 695 1839 770">単味飼料を購入している畜産農家（申請による）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="925 770 1081 1046">補 助 率</td> <td data-bbox="1081 770 1458 1046">令和6年度第2四半期（7月～9月）の各平均価格と価格上昇前平均価格との差額から、政府の配合飼料価格安定制度等の補てん金を控除した額の1/2（上限4,000円/t）</td> <td data-bbox="1458 770 1839 1046">配合飼料対策と同額の補助単価（上限4,000円/t）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="925 1046 1081 1102">対 象 期 間</td> <td colspan="2" data-bbox="1081 1046 1839 1102">令和6年7月～9月購入分</td> </tr> </tbody> </table>		配合飼料対策	単味飼料対策	対 象 者	配合飼料価格安定制度契約者（全畜種）	単味飼料を購入している畜産農家（申請による）	補 助 率	令和6年度第2四半期（7月～9月）の各平均価格と価格上昇前平均価格との差額から、政府の配合飼料価格安定制度等の補てん金を控除した額の1/2（上限4,000円/t）	配合飼料対策と同額の補助単価（上限4,000円/t）	対 象 期 間	令和6年7月～9月購入分		農林水産部 畜産振興課 023-630-3350
	配合飼料対策	単味飼料対策													
対 象 者	配合飼料価格安定制度契約者（全畜種）	単味飼料を購入している畜産農家（申請による）													
補 助 率	令和6年度第2四半期（7月～9月）の各平均価格と価格上昇前平均価格との差額から、政府の配合飼料価格安定制度等の補てん金を控除した額の1/2（上限4,000円/t）	配合飼料対策と同額の補助単価（上限4,000円/t）													
対 象 期 間	令和6年7月～9月購入分														
漁業者の燃油価格高騰への支援	7	政府の漁業経営セーフティネット構築事業による燃油高騰分への補てん金のうち漁業者積立金相当分を助成 <table border="1" data-bbox="925 1216 1839 1378"> <tr> <td data-bbox="925 1216 1081 1268">対 象 者</td> <td data-bbox="1081 1216 1839 1268">漁業経営セーフティネットに加入する漁業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="925 1268 1081 1321">補 助 率</td> <td data-bbox="1081 1268 1839 1321">10/10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="925 1321 1081 1378">対 象 期 間</td> <td data-bbox="1081 1321 1839 1378">令和6年7月～12月発動分</td> </tr> </table>	対 象 者	漁業経営セーフティネットに加入する漁業者	補 助 率	10/10	対 象 期 間	令和6年7月～12月発動分	農林水産部 水産振興課 023-630-3071						
対 象 者	漁業経営セーフティネットに加入する漁業者														
補 助 率	10/10														
対 象 期 間	令和6年7月～12月発動分														

項 目	補正額 (百万円)	内 容	担当課 照会先						
漁業者の資材価格高騰への支援	25	<p>県漁業協同組合が販売する魚箱・氷・漁業用資材（ロープ・漁網等）について、価格高騰前との差額をそれぞれ助成</p> <table border="1" data-bbox="925 296 1834 459"> <tr> <td data-bbox="925 296 1077 347">対 象 者</td> <td data-bbox="1077 296 1834 347">漁業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="925 347 1077 399">補 助 率</td> <td data-bbox="1077 347 1834 399">10/10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="925 399 1077 459">対象期間</td> <td data-bbox="1077 399 1834 459">令和6年7月～12月購入分</td> </tr> </table>	対 象 者	漁業者	補 助 率	10/10	対象期間	令和6年7月～12月購入分	農林水産部 水産振興課 023-630-3071
対 象 者	漁業者								
補 助 率	10/10								
対象期間	令和6年7月～12月購入分								
水産物大型冷蔵庫・製氷工場の電気料金高騰への支援	2	<p>電気料金高騰による漁業者への影響を緩和するため、県漁業協同組合の大型冷蔵庫及び製氷工場の稼働における電気代上昇分（令和3年同期比）の一部を助成</p> <table border="1" data-bbox="925 608 1834 770"> <tr> <td data-bbox="925 608 1077 659">補 助 先</td> <td data-bbox="1077 608 1834 659">県漁業協同組合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="925 659 1077 710">補 助 率</td> <td data-bbox="1077 659 1834 710">1/2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="925 710 1077 770">対象期間</td> <td data-bbox="1077 710 1834 770">令和6年7月～12月までの電気代上昇分</td> </tr> </table>	補 助 先	県漁業協同組合	補 助 率	1/2	対象期間	令和6年7月～12月までの電気代上昇分	農林水産部 水産振興課 023-630-3071
補 助 先	県漁業協同組合								
補 助 率	1/2								
対象期間	令和6年7月～12月までの電気代上昇分								
放流用種苗生産団体及び内水面養殖業者の飼料価格・電気料金高騰への支援	7	<p>物価高騰等に伴う、放流用種苗の生産や魚の養殖に係る配合飼料・電気代のかかり増し経費（令和3年同期比）に対する助成</p> <table border="1" data-bbox="925 882 1834 1098"> <tr> <td data-bbox="925 882 1077 991">補 助 先</td> <td data-bbox="1077 882 1834 991"> <ul style="list-style-type: none"> ・放流用種苗生産団体 （内水面漁業協同組合、漁業生産組合） ・内水面養殖業者（中小規模の事業者に限る） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="925 991 1077 1042">補 助 率</td> <td data-bbox="1077 991 1834 1042">1/2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="925 1042 1077 1098">対象期間</td> <td data-bbox="1077 1042 1834 1098">令和6年7月～12月までの飼料代・電気代上昇分</td> </tr> </table>	補 助 先	<ul style="list-style-type: none"> ・放流用種苗生産団体 （内水面漁業協同組合、漁業生産組合） ・内水面養殖業者（中小規模の事業者に限る） 	補 助 率	1/2	対象期間	令和6年7月～12月までの飼料代・電気代上昇分	農林水産部 水産振興課 023-630-2445
補 助 先	<ul style="list-style-type: none"> ・放流用種苗生産団体 （内水面漁業協同組合、漁業生産組合） ・内水面養殖業者（中小規模の事業者に限る） 								
補 助 率	1/2								
対象期間	令和6年7月～12月までの飼料代・電気代上昇分								
きのこ生産施設の光熱費上昇への支援	16	<p>光熱費上昇に伴う、きのこ生産に係るかかり増し経費に対する助成</p> <table border="1" data-bbox="925 1190 1834 1369"> <tr> <td data-bbox="925 1190 1077 1257">補 助 先</td> <td data-bbox="1077 1190 1834 1257">施設栽培を行っているきのこ生産者が組織する団体、きのこ生産を行う法人、農業協同組合等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="925 1257 1077 1308">補助率</td> <td data-bbox="1077 1257 1834 1308">1/2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="925 1308 1077 1369">対象期間</td> <td data-bbox="1077 1308 1834 1369">令和6年7月～12月までの燃油代・電気代上昇分</td> </tr> </table>	補 助 先	施設栽培を行っているきのこ生産者が組織する団体、きのこ生産を行う法人、農業協同組合等	補助率	1/2	対象期間	令和6年7月～12月までの燃油代・電気代上昇分	農林水産部 森林ノミクス推進課 023-630-2527
補 助 先	施設栽培を行っているきのこ生産者が組織する団体、きのこ生産を行う法人、農業協同組合等								
補助率	1/2								
対象期間	令和6年7月～12月までの燃油代・電気代上昇分								

項 目	補正額 (百万円)	内 容	担当課 照会先										
3 諸課題への対応等	1,718												
(主なもの) 東北公益文科大学の公立化及び機能強化に係る準備経費	10	<ul style="list-style-type: none"> ・公立大学法人設立準備委員会、専門部会の開催等 ・専門事業者による公立化、機能強化に向けた支援 ・高校生等を対象とした公立化についてのPRの実施 	総務部 高等教育政策・学事文書課 023-630-3305										
新興感染症の発生に備えた協定締結医療機関の施設・設備の整備への支援	106	感染症への対応力を強化するため、県と協定を締結した医療機関の施設・設備（個人防護具保管施設、簡易陰圧装置、空気清浄機等）整備を支援（補助率10/10）	健康福祉部 健康福祉企画課 023-630-2292										
半導体関連産業の集積が加速する九州地方における県内中小企業の販路開拓に向けた展示会出展への支援	2	令和6年12月に開催される「機械要素技術展（九州）」への出展により、県内中小企業の販路開拓を支援	産業労働部 産業技術イノベーション課 023-630-2553										
山形空港における国際チャーター便受入れ等のためのGSEの整備	-	山形空港においてGSE（Ground Support Equipment：空港の地上業務に使用する機材の総称）の整備を推進（R6～7債務負担行為：限度額118百万円）	観光文化スポーツ部 観光交流拡大課 023-630-2486										
高温下におけるさくらんぼの安定生産に向けた緊急支援	161	①さくらんぼ高温対策推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・高温対策マニュアルの作成 ・高温対策推進フォーラムの開催 ②さくらんぼ高温対策緊急支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・高温対策に必要な資材・設備等の導入への支援 <table border="1" data-bbox="925 1050 1834 1230"> <tr> <td>対象者</td> <td>農業者団体、農業法人、農協等</td> </tr> <tr> <td>対象資材</td> <td>遮光資材、白色反射シート、散水設備（井戸を含む）、選果機、冷房設備、冷蔵庫、無加温ハウス等</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>1/2（県1/3、市町村1/6）</td> </tr> </table> ③品種転換緊急促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・「佐藤錦」から「やまがた紅王」、「紅秀峰」等への改植支援 <table border="1" data-bbox="925 1331 1834 1437"> <tr> <td>対象者</td> <td>農協等</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>定額2,000円／本（植替え経費の1/3相当）</td> </tr> </table>	対象者	農業者団体、農業法人、農協等	対象資材	遮光資材、白色反射シート、散水設備（井戸を含む）、選果機、冷房設備、冷蔵庫、無加温ハウス等	補助率	1/2（県1/3、市町村1/6）	対象者	農協等	補助率	定額2,000円／本（植替え経費の1/3相当）	農林水産部 園芸大国推進課 023-630-2453
対象者	農業者団体、農業法人、農協等												
対象資材	遮光資材、白色反射シート、散水設備（井戸を含む）、選果機、冷房設備、冷蔵庫、無加温ハウス等												
補助率	1/2（県1/3、市町村1/6）												
対象者	農協等												
補助率	定額2,000円／本（植替え経費の1/3相当）												

項 目	補正額 (百万円)	内 容	担当課 照会先
水田の畑地化に伴い農業者が土地改良区に支払う地区除外決済金等への支援	377	①産地づくりに向けた体制構築支援 畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せ等）に要する経費を支援 ・実施主体：市町村又は地域農業再生協議会 ・補助額：定額（上限300万円／協議会） ②土地改良区決済金等支援 畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じる経費を支援 ・実施主体：市町村又は地域農業再生協議会 ・補助額：定額（上限25万円／10a）	農林水産部 農政企画課 023-630-2304
公立学校入学者選抜Web出願システムの導入	43	公立学校入学者選抜のWeb出願システム導入に係る設計・構築及び管理業務を委託 （R6～11債務負担行為：限度額175百万円、令和8年度高等学校入学者選抜（令和7年度実施）からの運用開始に向けて、令和6年度は基本設計を実施）	教育局 高校教育課 023-630-3106
4 社会資本整備の着実な推進（国庫の内示に伴う公共事業の追加等）	2,631		
国庫の内示に伴う公共事業の追加等	2,625	<土木公共> 道路関係 1,903、河川関係 226、砂防関係 176 等 <耕地公共> 農業用施設等 144 <国直轄事業費負担金> 河川整備等 128	<土木公共・国直轄> 県土整備部 管理課 023-630-2515 <耕地公共> 農林水産部 農村計画課 023-630-2539
災害復旧事業	6	令和6年5月の暴風により倒壊した飛島漁港海岸の東屋復旧に伴う増額	農林水産部 水産振興課 023-630-3297
合 計	69,720		

※ 表示単位未満四捨五入のため、項目ごとの小計及び合計において一致しない場合がある。